

産後ケア事業のご案内

どんなお悩みも、まずはお気軽にお電話ください！

授乳がうまくいかない・・・
どうしたらいいの？

なんで泣くの？
・・・私も泣きたい

安心できる場所で
じっくりと育児のことや
自分の体と向き合いたい・・・

このやり方で
合ってるのかな？



長与町役場 子育て政策課
(子ども家庭センター)
☎095-801-5881
平日 8:45~17:30

手伝ってくれる人、
頼れる場所がなくて
不安・・・



産後ケア事業			
対象	長与町在住の出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とするもの		
内容	母子の保健指導、授乳指導(乳房マッサージ含む)、母の療養上の世話、 心理的ケア・カウンセリング、育児指導、サポート 等		
種類	ショートステイ(宿泊型)	デイケア(デイサービス型)	アウトリーチ(訪問型)
利用料	母子利用(1泊2日) 1,500円 母のみ利用(1泊2日) 600円 <small>※生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料です。</small>	無料	無料
利用回数 利用制限	2泊3日まで	5回まで	2回まで
		※デイケアとアウトリーチを合わせて5回まで	
		1回につき4時間まで	1回につき2時間まで

※食費等別途料金がかかります。

【産後ケアの利用方法】

①施設(事業者)と利用者間で予約日を調整する。

※利用できる施設(事業者)は、長崎県公式ウェブサイト「産後ケア事業の集合契約について」をご覧ください。
産後ケア事業者一覧に記載のない事項につきましては、各施設(事業者)へお問合わせください。

②長与町に産後ケア事業の利用申請を行う。(事前申請が必要です)

★申請方法★

電子申請 or 役場子ども政策課窓口にて「申請書」の提出をお願いします。

※利用日の5日前までの申請が必要です。5日以内に利用する場合は
役場にご相談ください。

電子申請は
こちら→→



③産後ケアを利用する。

※母子手帳の持参をお願いします。

※必要物品や食費等は利用施設にご確認ください。

※利用のキャンセルや利用日の変更がある場合は、利用施設(事業者)および役場子ども政策課に連絡をお願いします

④料金の支払い

※ショートステイの利用料は、利用施設(事業者)に直接支払いをお願いします。